

令和5年度 こども家庭科学研究費補助金 成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業
「発達障害児の障害児サービス利用に係る医療受診の現状把握及び発達支援の
必要性の判定のためのアセスメント方法の確立に向けた研究」
分担研究報告書

発達障害児の障害児サービス利用に係る医療受診の現状
ー全国の自治体のWEB調査の結果からー

研究分担者	稲田 尚子	(大正大学・准教授)
研究代表者	内山 登紀夫	(福島学院大学・副学長)
研究協力者	鈴木 さとみ	(福島学院大学・特任講師)
研究分担者	宇野 洋太	(大正大学・客員研究員)
研究協力者	武部 正明	(山梨英和大学)
研究協力者	槻館 尚武	(山梨英和大学)
研究分担者	小林 真理子	(山梨英和大学・教授)
研究分担者	川島 慶子	(福島学院大学・特任講師)
研究分担者	下野 九理子	(大阪大学大学院・教授)

【研究要旨】

本研究は発達障害児の療育支援を受ける際の受給者証発行における課題を洗い出し、今後の政策の参考とする目的で、自治体における現状調査と自治体関係者における認識についてWeb アンケート調査を行った。e-Stat より抽出した日本全国の対象自治体（東京都区部を含む）1,741 について、地方公共団体の区分に沿って、①政令市及び特別区、②人口 20 万人以上の中核市、③人口 20 万人未満の市、④郡部の町村に分けた。均等割り付け法を用い、①については全 30 自治体、②、③、④については、ランダム抽出法で各 50 自治体を無作為に抽出した。2024 年 3 月 4 日～3 月 22 日までの期間に調査が行われ、41 の自治体から回答が得られた（回収率 21.8%）。受給者証発行までの期間は約 1 ヶ月と回答した自治体が約半数を占め、次いで 2 週間以内の自治体も約 30%であった。利用者のアセスメント方法は自治体によって異なっていたが、支給日数の決定は保護者希望に従って上限の日数となっている傾向が認められた。「医師の診断書・意見書が必ず必要である」と回答した自治体は 0 件であったが、「医師の診断書・意見書あるいは他の専門機関・専門家による所見（療育手帳や発達検査の結果等）のいずれかの提出が必要である」自治体が半数以上を占めていた。発達支援の必要性や支給日数の判定する際の担当部署の実態は、「特に専門的資格を持たない事務職のみで決めている」場合が 50%以上を占めていた。そのため「資料から発達支援の必要性を判断するのは容易ではない」と回答した自治体が約 70%あり、基本的に保護者の希望を尊重して支給日数が決定されている場合が約 80%を占めていた。その他には、受け入れ先の障害児支援事業所の受け入れ可能日数が支給日数の判断に影響するという回答もあった。受給者証交付の手続きについては、利用者に分かりにくいと考えている自治体が多く、また、保護者のみでなく利用者本人との面談、観察等を交え、発達支援の必要性を判断するべきと考えている意見が多かった。

A. 研究目的

本研究は発達障害児の療育支援を受ける際の受給者証発行における課題を洗い出し、今後の政策の参考とする目的で、自治体における現状調査と自治体関係者における認識についてWeb アンケート調査を行った。

B. 研究方法

対象：e-Stat より抽出した日本全国の対象自治体（東京都区部を含む）1,741 について、地方公共団体の区分に沿って、①政令市及び特別区、②人口 20 万人以上の中核市、③人口 20 万人未満の市、④郡部の町村に分けた。均等割り付け法を用い、①については全 30 自治体、②、③、④については、ランダム抽出法で各 50 自治体が無作為に抽出した。調査は、2024 年 3 月 4 日～3 月 22 日までの期間に行われ、41 の自治体から回答が得られた（回収率 21.8%）。

手続き：調査は、2024 年 3 月 4 日～3 月 22 日の期間に実施された。依頼状および Web アンケートの URL および Q0 コードを各自治体の障害児の支援に関わる部署に郵送し、担当者に回答を求めた。

内容：自治体概況、受給者証の発プロセス、医療機関の診断書・意見書の要否、支給日数に関する意見等を尋ねた。

倫理的配慮：本研究については、福島学院大学の倫理審査委員会の承認を受けて実施された。Web アンケート上で調査の趣旨等、倫理的配慮事項を説明し、同意する場合には「研究内容を理解し、本研究の参加に同意する」のボタンをクリックしてもらい、無記名で回答を求めた。

C. 研究結果

1) 都道府県地域 (n=41)

所属機関が配置されている都道府県を選択してもらった。地方別には関東地方が全体の 31.7%で最も割合が高く、次いで九州地方が 19.5%であった（表 1）。

表 1. 所属機関の配属地域

地方区分	n	(%)
関東地方	13	(31.7)
九州地方	8	(19.5)
東北地方	6	(14.6)
北海道地方	5	(12.2)
近畿地方	5	(12.2)
中部地方	3	(7.3)
中国・四国地方	1	(2.4)
合計	41	(100)

2) 自治体人口規模 (n=41)

所属機関が配置されている自治体（市区町村）の人口規模を選択してもらった。回答者の所属機関が配置されている自治体人口規模は、中核市・中都市・特例市（人口 10 万人以上）が 34.1%で最も割合が高く、次いで町村が 29.3%であった（表 2）。

表 2. 自治体規模

区分	n	(%)
中核市・中都市・特例市（人口 10 万人以上）	14	(34.1)
町村	12	(29.3)
小都市、その他の市（人口 10 万人未満）	10	(24.4)
政令指定都市（人口 50 万人以上）および東京都区部	5	(12.2)
合計	41	(100)

3) 受給者証の名称に「障害児」の文言の有無 (n=41)

受給者証の名称に「障害児」の文言が入っているか選択してもらった。「なし」が 56.1%、「あり」が 43.9%であった（表 3）。

表3. 「障害児」の文言の有無

文言の有無	n	(%)
なし	23	(56.1)
あり	18	(43.9)
合計	41	(100)

4) 受給者証の発行にかかる平均所有日数 (n=41)

受給者証の発行までにかかる平均所有日数を選択してもらった。約1ヶ月が47.0%で最も割合が高く、次いで約2週間で39.0%であった(表4)。

表4. 受給者証発行までの平均所有日数

平均所有日数	n	(%)
約1ヶ月	19	(47.0)
約2週間	16	(39.0)
約1週間	3	(7.3)
約2ヶ月	3	(7.3)
合計	41	(100)

5) 勘案調査を実施している機関・部署 (n=41)

受給者証の申請に係る勘案調査を実施している機関・部署について複数回答してもらった。自治体の申請窓口の課・部署が35件で最も多く、次いで自治体が運営・委託している相談支援事業所が9件であった(表5)。

複数回答してもらったうち、最も多く勘案調査を実施している機関・部署を選択してもらった。自治体の申請窓口の課・部署が73.2%で最も割合が高く、次いで自治体が運営・委託している相談支援事業所が14.6%であった(表6)。

表5. 勘案調査の実施機関・部署 (複数回答)

機関・部署	n	(%)
自治体の申請窓口の課・部署	35	(85.4)
自治体が運営・委託している相談支援事業所	9	(22.0)
児童発達支援センター (センター内にある相談支援事業所を含む) , 自治体が運営・委託している相談支援事業所, 自治体の申請窓口の課・部署	6	(14.6)
自治体の他の課・部署 (乳幼児健診を担当する課など)	5	(12.2)

その他 1 (2.4)

表6. 勘案調査の実施機関・部署

機関・部署	n	(%)
自治体の申請窓口の課・部署	30	(73.2)
自治体が運営・委託している相談支援事業所	6	(14.6)
児童発達支援センター (センター内にある相談支援事業所を含む) , 自治体が運営・委託している相談支援事業所, 自治体の申請窓口の課・部署	2	(4.9)
自治体の他の課・部署 (乳幼児健診を担当する課など)	1	(2.4)
無回答	2	(4.9)
合計	41	(100)

6) 医師の診断書・意見書の提出 (n=41)

受給者証の申請要件として、医師の診断書または意見書の提出を必ず求めているか選択してもらった。医師の診断書・意見書あるいは他の専門機関・専門家による所見(療育手帳や発達検査の結果等)のいずれかの提出が必要であるが58.5%で最も割合が高く、次いで発達支援の必要性を示す他の専門機関からの何らかの書類は求めているが26.8%であった(表7)。

表7. 医師の診断書・意見書の提出

提出書類	n	(%)
医師の診断書・意見書が必ず必要である	0	(0.0%)
医師の診断書・意見書あるいは他の専門機関・専門家による所見(療育手帳や発達検査の結果等)のいずれかの提出が必要である	24	(58.5)
発達支援の必要性を示す他の専門機関からの何らかの書類は求めている	11	(26.8)
その他	6	(14.6)
合計	41	(100)

7) 受給者証の「新規申請」のために「発達支援が必要と分かる書類」として提出必要のある書類 (n=41)

受給者証の「新規申請」のために「発達支援が必要と分かる書類」として提出してもらった書類について複数回答してもらった。療育手帳が 34 件で最も多く、次いで身体障害者手帳が 33 件であった(表 8)。

表 8. 「新規申請」に提出必要のある書類

書類	n	(%)
療育手帳（「愛護手帳」「愛の手帳」「みどりの手帳」などの名称の地域もあります）	34	(82. 9)
身体障害者手帳	33	(80. 5)
精神障害者保健福祉手帳	33	(80. 5)
医師の診断書	31	(75. 6)
医師の意見書	28	(68. 3)
医師以外の専門家からの意見書	19	(46. 3)
発達検査などの結果	18	(43. 9)
乳幼児健診の記録	11	(26. 8)
学校、幼稚園、保育所、子ども園等からの報告書	4	(9. 8)
通所予定の支援事業所の意見書（例：放課後等デイサービス、児童発達支援事業所等）	2	(4. 9)
特になし	1	(2. 4)
その他	12	(29. 3)

8) 受給者証の「新規申請」のための実施内容 (n=41)

受給者証の「新規申請」のために実施することについて複数回答してもらった。保護者と、児童発達支援センターまたは自治体の職員等との面談が 32 件で最も多く、次いで相談支援事業所への相談が 24 件であった(表 9)。

表 9. 「新規申請」のための実施内容

実施内容	n	(%)
保護者と、児童発達支援センターまたは自治体の職員等との面談	32	(78. 0)
相談支援事業所への相談	24	(58. 5)
お子さまと、児童発達支援センターまたは自治体の職員等との面談、観察	18	(43. 9)
セルフプランの作成	18	(43. 9)
電話での相談	17	(41. 5)
医療機関の受診	7	(17. 1)

療育手帳の取得	6	(14. 6)
精神障害者保健福祉手帳の取得	6	(14. 6)
家庭訪問	5	(12. 2)
発達検査、心理検査	5	(12. 2)
学校、保育所・幼稚園・子ども園等の訪問	3	(7. 3)
その他	4	(2. 4)

9) 受給者証の「更新申請」のために「発達支援が必要と分かる書類」として提出必要のある書類 (n=41)

受給者証の「更新申請」のために「発達支援が必要と分かる書類」として提出してもらった書類について複数回答してもらった。身体障害者手帳が 20 件で最も多く、次いで療育手帳が 19 件、医師の診断書が 18 件であった(表 10)。

表 10. 「更新申請」に提出必要のある書類

書類	n	(%)
身体障害者手帳	20	(48. 8)
療育手帳	19	(46. 3)
医師の診断書	18	(43. 9)
精神障害者保健福祉手帳の取得	17	(41. 5)
医師の意見書	16	(39. 0)
発達検査など心理検査の結果	7	(17. 1)
医師以外の専門家からの意見書	6	(14. 6)
学校、幼稚園、保育所、子ども園等からの報告書	2	(4. 9)
通所予定の支援事業所の意見書（例：放課後等デイサービス、児童発達支援事業所等）	1	(2. 4)
乳幼児健診の記録	1	(2. 4)
特になし	7	(17. 1)
その他	7	(17. 1)

10) 受給者証の「更新申請」のための実施内容 (n=41)

受給者証の「更新申請」のために実施することについて複数回答してもらった。相談支援事業所への相談が 24 件で最も多く、次いで保護者と、児童発達支援センターまたは自治体の職員等との面談が 21 件であった(表 11)。

表 1 1. 「更新申請」のための実施内容

実施内容	n	(%)
相談支援事業所への相談 保護者と、児童発達支援センターまたは自治体の職員等との面談	24	(58.5)
セルフプランの作成	21	(51.2)
電話での相談	15	(36.6)
お子さまと、児童発達支援センターまたは自治体の職員等との面談、観察	9	(22.0)
学校、保育所・幼稚園等の訪問	7	(17.1)
家庭訪問	2	(4.9)
発達検査、心理検査	1	(2.4)
医療機関の受診	1	(2.4)
療育手帳の取得	1	(2.4)
精神保健福祉手帳の取得	1	(2.4)
その他	6	(14.6)

11) 受給者証の申請に関する意見 (n=41)

受給者証の申請に関して、担当部署の意見を4件法で回答してもらった。「手順が利用者に分かりにくい」や「親子とも面談して発行ができることが望ましい」について「そう思う」「ややそう思う」の回答が70%以上を占める一方で、「面談や電話なしで、書類作成のみで発行できることが望ましい」や「面談はなく電話の相談だけで発行できるこ

とが望ましい」は「そう思わない」「ややそう思わない」の回答が70%以上であった(図1)。

12) 発達支援の必要性や支給日数の判定に関する意見 (n=41)

発達支援の必要性や支給日数の判定に関して、担当部署の意見を4件法で回答してもらった。「基本的に保護者の希望を尊重して支給日数が決定される」について「そうである」「ややそうである」の回答が70%以上を占める一方で、「資料から発達支援の必要性の有無を判断するのは容易である」や「資料から支給日数を判断するのは容易である」は「そうではない」「ややそうではない」の回答が70%以上であった(図2)。

13) 発達支援の必要性や支給日数の判定を自治体で判断される際の職種 (n=41)

発達支援の必要性や支給日数の判定を自治体で判断される際の職種に関して、担当部署の実態を2件法で回答してもらった。「特に専門的資格を持たない事務職のみで決めている」について「該当す

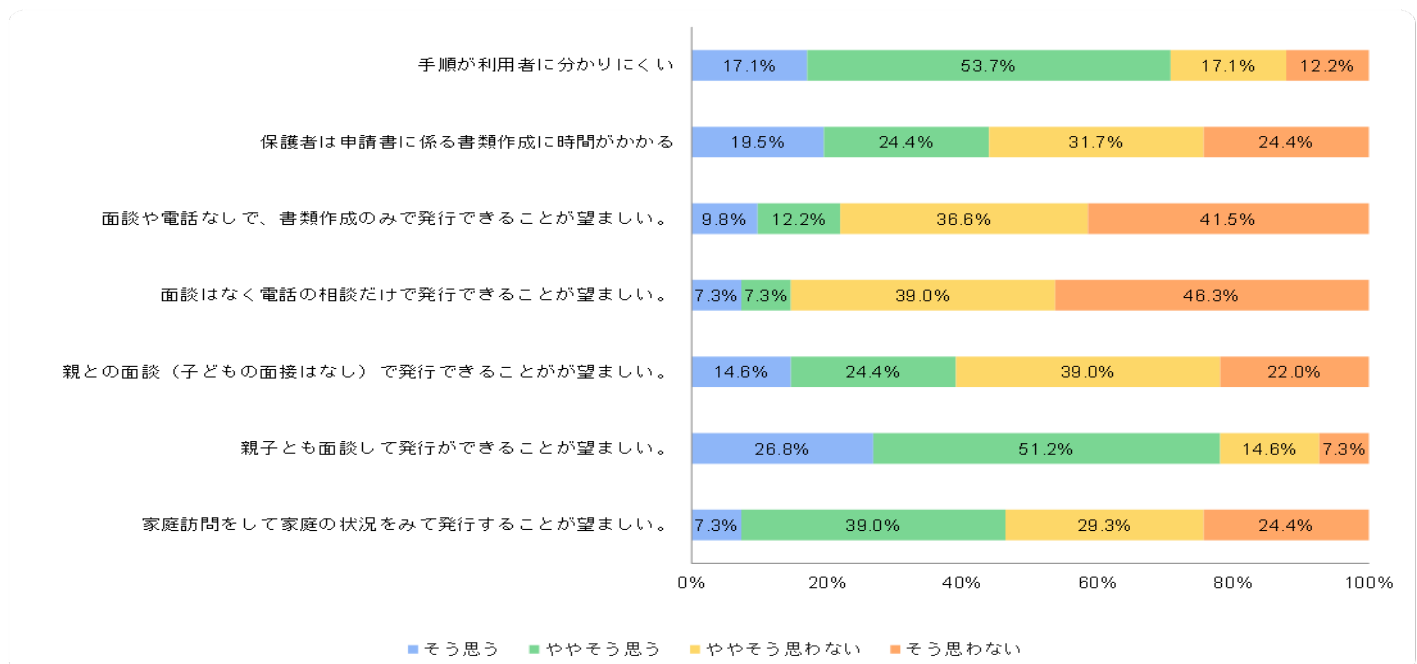


図 1. 受給者証申請に関する意見

る」が50%以上を占める一方で、「保育士が関与する」や「その他の専門職（児童発達支援管理責任者など）が関与する」は「該当しない」の回答が90%以上であった（図3）。

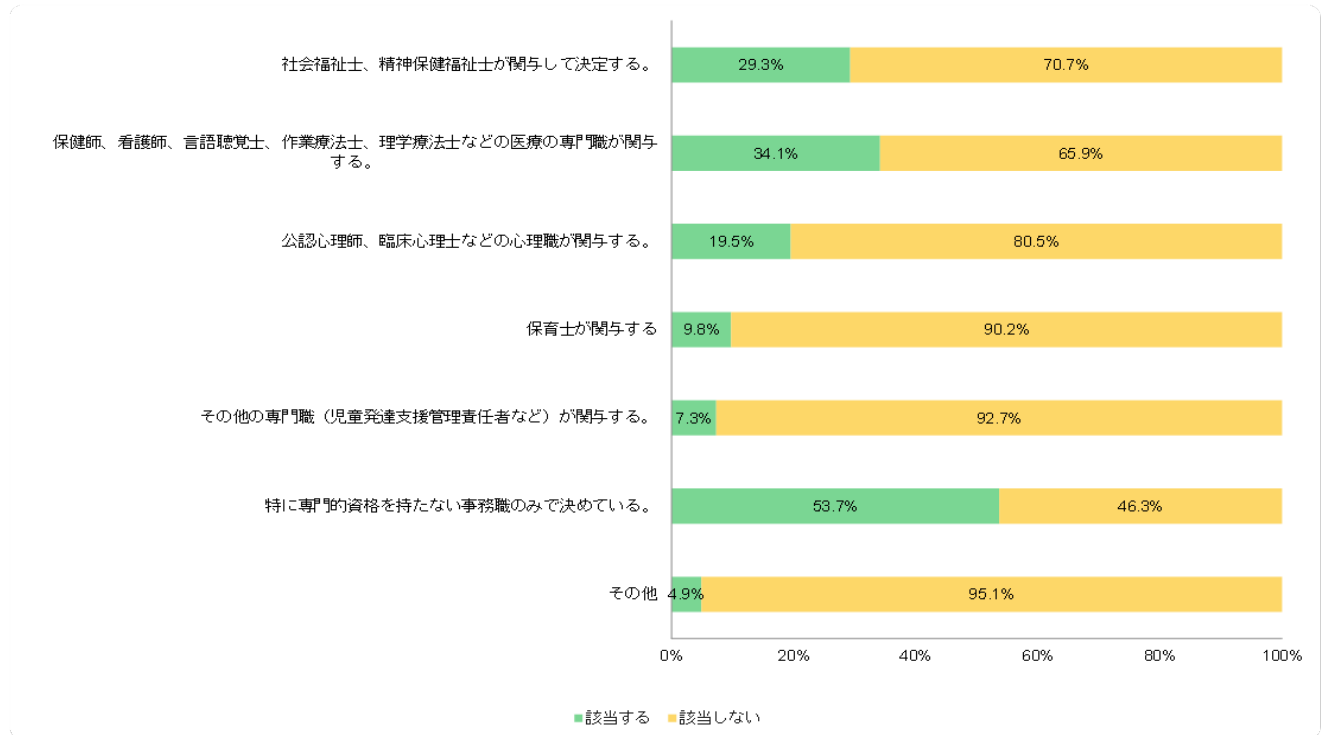


図2. 発達支援の必要性や支給日数判定に関する意見

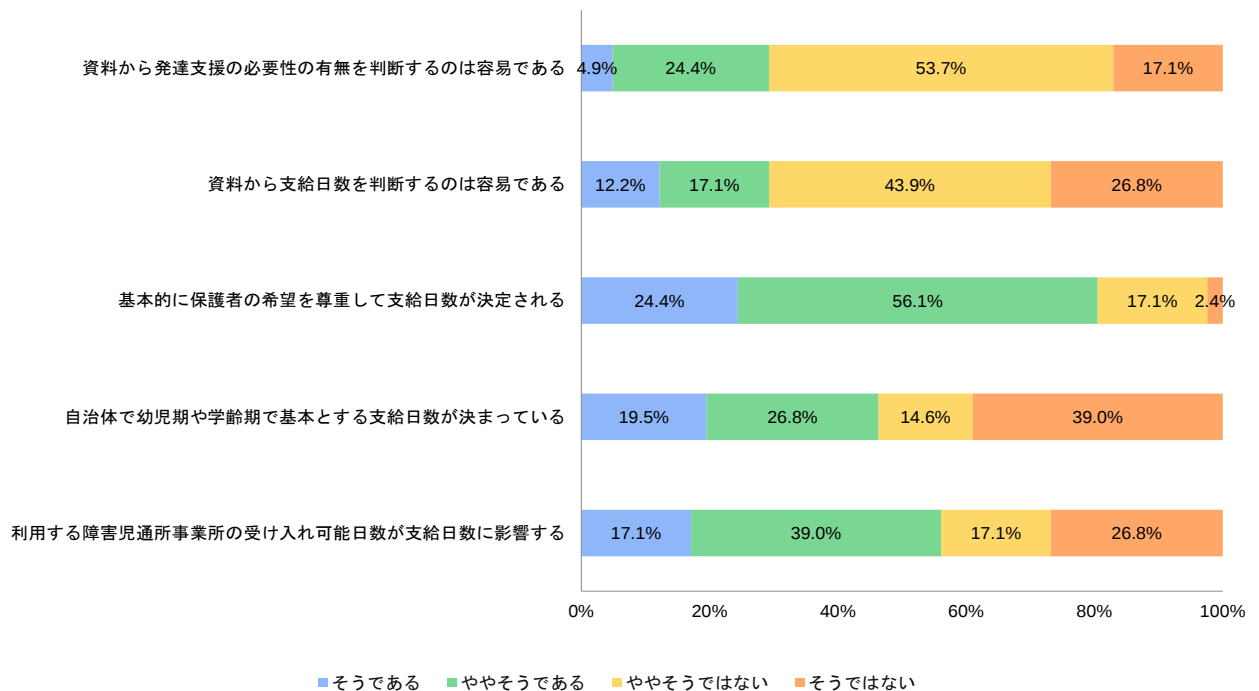


図3. 発達支援の必要性や支給日数の判定を自治体で判断する際の職種

D. 考察

受給者証発行については申請されれば、比較的にスムーズに発行される一方で、申請には医療機関の診断書や意見書、他の専門機関の意見書、障害者手帳等の提出を必要とする自治体が多く、その書類を入手するまでに時間を要している可能性がある。今後、障害児支援サービスの利用予定者の受給者証申請にかかる医療機関の受診や待機期間について、利用者を対象とした調査により実態を明らかにしていく必要がある。

また、申請書関連の書類を見て発達支援の必要性や支給日数を判断している自治体の職員は、専門職ではなく、事務職であるという実態が明らかになった。そのため、子どもの発達状態に基づき、支援の必要性や支給日数を判断するのは難しく、保護者や利用者の希望が優先されるという状態が生じている。

しかしながら、児童福祉法の改正により公費で障害児支援サービスが提供されるようになって以来、通所支援の事業所数が増加の一途をたどっている現状を鑑みると、当初の想定を上回る事業所数および利用者の増加が生じていると考えられる。今後、受給者証発行のプロセスの再構築化が求められる。さらに、公認心理師が国家資格にもなり、基本の4業務として心理的アセスメントが含まれており、発達支援の必要性を判定する担当部署のチームの一員として、専門職の配置が望まれる。

E. 結論

本調査は、主として受給者証申請に係る医療受診の実態を明らかにすることを目的として行われ、回答した自治体数は多くはないものの、医療機関の診断書・意見書が必ず必要である、と回答した自治体はなかった。医療機関の診断書・意見書、その他の専門機関や専門家の意見書、障害者手帳の提

出を求める自治体が約60%であり、医療機関には限定しないが、何らかの発達支援の必要性の根拠を示す書類の提出を求めていることが明らかになった。

今後、自治体における受給者証発行にかかる手順の整理および可能であれば専門職の配置の必要性が示唆された。

F. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

G. 知的財産権の出願・登録状況

(予定を含む。)

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし